

内閣総理大臣

安倍 晋三 様

東日本大震災津波に関する要望書

平成25年2月9日

岩手県知事 達増拓也

東日本大震災津波に関する要望項目

【重点要望項目】

I 横断的事項

- 1 復興に要する費用の地方負担分及び税等の減収分に対する財源措置の充実・確保 …… 2
(財務省・総務省・復興庁)
- 2 地方の創意工夫を発揮するための「復興交付金」の柔軟な運用等 …… 3
(復興庁)
- 3 復興事業の進捗状況を踏まえた予算執行の柔軟化 …… 4
(全省庁)
- 4 復興特区制度の柔軟な運用 …… 5
(全省庁)
- 5 被災地復興のための人的支援・財源措置 …… 5
(全省庁)

II 「安全」の確保

- 6 災害廃棄物(がれき)等の処理に向けた支援 …… 7
(環境省、国土交通省、復興庁)
- 7 災害復旧事業の制度改善 …… 7
(国土交通省)
- 8 事業用地の円滑な確保に向けた特例措置 …… 7
(国土交通省)
- 9 復興事業としての社会資本整備等の促進 …… 8
(国土交通省・総務省・復興庁)
- 10 「復興枠」等、別枠での予算確保による復興の着実な推進及び地方負担に対する軽減措置 …… 9
(国土交通省・総務省・環境省・警察庁)
- 11 JR線の早期復旧に向けた国の全面的な支援 …… 10
(国土交通省・総務省・復興庁)
- 12 いわて花巻空港と名古屋圏を結ぶ航空路線の維持・拡充に向けた国の全面的な支援 …… 11
(国土交通省)
- 13 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援 …… 11
(経済産業省)
- 14 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化 …… 12
(全省庁)
- 15 最終処分場の新設等に対する支援 …… 13
(環境省)

Ⅲ 「暮らし」の再建

- 16 被災者の生活再建に対する支援 14
(内閣府・厚生労働省・国土交通省・総務省・復興庁・金融庁・経済産業省・消費者庁)
- 17 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援 15
(厚生労働省)
- 18 医療施設や社会福祉施設等の復旧・復興に向けた支援 15
(厚生労働省)
- 19 国民健康保険制度等における被保険者に係る一部負担金及び利用料の免除等に対する財政支援 .. 16
(厚生労働省)
- 20 文教環境の復旧・復興支援 16
(文部科学省・復興庁)

Ⅳ 「なりわい」の再生

- 21 農林水産業の復旧・復興支援 18
(総務省・財務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・環境省)
- 22 被災企業等への支援策の拡充 21
(経済産業省)
- 23 「産業再生特区」等による産業集積支援 22
(復興庁・経済産業省)
- 24 いわて三陸国際海洋再生可能エネルギー研究拠点の構築 22
(内閣府・文部科学省・経済産業省・国土交通省・環境省)
- 25 岩手県沿岸地域への国際的防災研究拠点の構築 23
(文部科学省・国土交通省)
- 26 国際リニアコライダー(ILC)の誘致 23
(文部科学省・復興庁・内閣府・経済産業省・国土交通省)
- 27 観光復興に向けた支援策の拡充 23
(国土交通省)

東日本大震災津波に関する要望書

未曾有の被害をもたらした東日本大震災津波から1年10か月が経過し、沿岸地域をはじめ県民が一丸となって復旧・復興に向けて取り組んでいるところですが、その被害の爪跡は、今もなお、被災地に色濃く残されている状況にあります。

本県においては、沿岸地域を中心に、現時点（1月31日現在）で、死者4,672人、行方不明者1,169人、家屋の流失・倒壊等、家屋被害も2万4千棟を超えており、被災地の方々にとっては、応急仮設住宅等での生活を余儀なくされるなど、依然として、厳しい状況に置かれております。

このような中、本県では、発災以来、国や関係市町村、さらには全国の皆様からのご支援とご協力のもと、平成23年度にあっては、計12次にわたる補正予算を編成するとともに、平成23年8月に策定した「岩手県東日本大震災津波復興計画」に基づく取組を進めてきたところであり、「復興元年」となる平成24年度においても、過去最大規模となる当初予算を確保し、復旧・復興に向けた取組を力強く推進しておりますが、本県及び沿岸地域は、経済的にも財政的にも脆弱な地域であり、甚大な被害を受けた被災地では、引き続き国等の強力な支援が必要であります。

国におかれましては、「東日本大震災復興基本法」等の制定や復興庁の設置、さらには平成27年度までの5年間で総額19兆円の復興財源フレームの見直しなど、被災地の復興に向けて鋭意ご尽力いただいているところですが、今後も、国費による充実した支援と地方負担も含む復興財源を確保するとともに、復興の支障となっている現行制度の弾力的な運用を図り、引き続き、既存の枠組みを超える強力な復旧・復興対策に、全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

【重点要望項目】

I 横断的事項

1 復興に要する費用の地方負担分及び税等の減収分に対する財源措置の充実・確保（財務省・総務省・復興庁）

- (1) 復興事業予算については、被災地の復興に必要な事業が着実に迅速に実施されるよう、国費による充実した支援と地方負担も含む復興財源の確保・充実を図ること
- (2) 大震災津波からの復旧・復興事業に対しては、国庫補助負担率の引上げや対象拡大など通常より手厚い財政支援や、東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税の創設など地方負担に対する財源措置が講じられてきているが、現在もなお、補助の対象とならない事業や震災の影響で見直しを要する各種公共インフラ整備の調査費・計画策定費、市町村のまちづくり支援等のための経費など地方単独事業の負担分が存在しており、財政力の弱い本県にとって過重負担となっている。これら過重負担について、今後の復興に支障を及ぼさぬよう、被災地の財政需要の変化等を的確に捉え、地方単独事業を含む地方負担分に対する財源措置の充実・確保を継続的に図ること
- (3) 平成 23 年度に創設された「取崩し型復興基金」は、被災地域の復興の状況に応じてきめ細かに対処するとともに、事業制度の違いによる支援内容の格差是正にも資する資金として有益である。先般閣議決定された平成 24 年度東日本大震災復興特別会計補正予算において、津波被災地域における住民の定着促進を図るための震災復興特別交付税の増額が盛り込まれたところであるが、住民の定着には、住宅の再建とともに、「なりわい」の再生が不可欠であり、今後具体化が進む被災地域のまちづくりに応じた地域経済の振興に向けた事業に活用できるよう、追加的な財源措置を講じること
- (4) 被災者に対する課税免除や減免措置等により、自主財源である税の減収が生じていることから、引き続き、減収分について必要かつ十分な財政支援を講じること

- (5) 津波浸水被害を受けた公営企業（水道事業、下水道事業）については、長期間にわたって収支が悪化することが見込まれることから、使用料の減免・減収分に対して、必要かつ十分な財政支援を講じること

2 地方の創意工夫を発揮するための「復興交付金」の柔軟な運用等（復興庁）

地方公共団体がその地域の特性に即して、自主的かつ主体的に実施する復興のための地域づくりに関する事業を推進することを目的として交付する「復興交付金」の趣旨を踏まえ、地方が創意工夫を発揮して事業を実施することができるよう、復興交付金等の柔軟な制度運用について留意すること

- (1) 被災地域の復興のために必要な取組が確実に実施されるよう、復興が完了するまでの間、復興交付金事業の確実な予算措置を図ること
- (2) 復興のための事業は単年度で終わるものではないことから、複数年度分を一括して交付するとともに、資材高騰等による事業費の増額に対応できる予算を確保すること
- (3) 被災地域農業復興総合支援事業等、県を経由する間接補助事業については、市町村における事業の迅速かつ柔軟な実施と事務負担の軽減を図るため、市町村への直接補助事業とすること。また、間接補助により県の基金に積み立てられた既配分の交付金をいったん国に返還し、市町村に交付金として再交付する等、市町村の基金に移し替える仕組みを創設すること
- (4) 基幹事業と関連し、復興のためのハード・ソフト事業を実施可能とする用途の自由度の高い資金として創設された効果促進事業については、対象となる事業が限られていることから、対象事業を拡大すること。また、一括配分について、事業着手前に担当省庁へ用途内訳書を提出する必要があるため、事実上の事前同意と変わらない仕組みとなっており、一括配分の目的である使い勝手の向上につながっていないことから、事業着手後の提出で足りるよう運用を改めること

- (5) 効果促進事業の一括配分については、市町村にのみ認められているが、対象となる事業を広域的かつ迅速に実施することができるよう、県に対する一括配分制度を創設すること
- (6) 復興交付金は基幹事業として5省 40 事業を交付対象としているが、今後の復興ステージにおいて必要な「なりわい」の再生に資する事業がないなど、県が復興計画で掲げている復興事業が対象となっていないことから、交付対象を拡大すること
また、対象となっている事業については、それぞれの地方公共団体が地域の実情を踏まえて必要額を要望しているものであることに鑑み、復興交付金事業計画に計上した額を確実に交付すること
- (7) 「社会資本整備総合交付金（復興）」に係る地方負担に対する財政措置等について、事業が完了するまでの間、「復興交付金」と同等の財政支援を講じること
- (8) 被災市町村においては、現在、復旧・復興のさまざまな取組にマンパワーを重点化させているところであり、それら市町村の事務負担をさらに大きくしないためにも、計画作成に係る事務手続の簡素化等を図ること

3 復興事業の進捗状況を踏まえた予算執行の柔軟化（全省庁）

復興事業が本格化しつつある中、住民との合意形成や事業用地の確保などに一定の時間が必要となっているものもあり、事業の完了まで不測の時間を要する状況や、それに伴い各種補助対象事業等の進捗に遅れが生じる恐れもあることから、下記の措置を講じること

- (1) 災害復旧事業は、まちづくり計画等の進捗に応じて実施する必要があることから、事業実施期間の延長とともに、適切な予算配分をおこなうこと
- (2) 災害復旧事業と一体的に整備する社会資本整備総合交付金（復興）等の復興事業は、被災地の復興の進捗に即した予算を安定的に確保するため、従来の単年度型に加え、基金型を設置し、地方公共団体が選択可能とすること

- (3) 平成 23 年度補正予算等は、被災地の復旧・復興に必要な不可欠な予算であるにも関わらず、マンパワー不足のほか、用地取得の難航、資材高騰や人件費の上昇による入札不調の発生などにより、当初予定していた工程から大幅な遅れが生じ、年度内に支出負担行為ができず、不用額とせざるを得ない事業箇所が相当程度生じる見込みであることから、やむを得ず執行不可能となった当該予算について、後年度に国で再予算化するとともに、被災地の復旧・復興の進捗に応じた予算配分措置を講じること
- (4) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業、共同利用漁船等復旧支援対策事業等の復興事業について、当分の間、継続して事業実施すること

4 復興特区制度の柔軟な運用（全省庁）

被災地域における迅速かつ着実な復興の実現に向けて、規制・手続等の特例、税・財政・金融上の支援等を含む復興特区制度の有効な活用を図るため、復興特区制度の柔軟な運用を図るとともに、現在、各種復興の取組にマンパワーを重点化させている関係市町村の事務負担をさらに大きくしないために、許認可事務を含め、計画作成に係る事務手続の一層の簡素化等を図ること

5 被災地復興のための人的支援・財源措置（全省庁）

復興事業を迅速かつ着実に行うためには、被災地のまちづくりや災害公営住宅の建設等ハード事業を担う技術者や、被災者の心身の健康を守る保健活動等ソフト事業を担う人材など、各分野において専門的知識を有するマンパワーが必要となる。

- (1) 本県においては、任期付職員の採用、退職者の再任用制度の積極的活用や被災市町村に対する職員派遣などを行っているが、復興事業が本格化する中で、さらにマンパワーが必要となることから、全国の地方公共団体、国等の関係機関による継続した人的支援とその強化を行うこと
- (2) 復興事業が本格化する中で、スピード感のある事業実施や被災者支援等を行っていくためには、豊富な経験を有する即戦力が必要であることから、国、独立行政法人や民間企業を退職した職員

を国において任期付職員として採用し、被災地方公共団体へ派遣する制度の創設について検討すること

- (3) 地方自治法に基づく中長期の派遣職員の受入れ経費及び東日本大震災への対応のために職員の採用を行った場合の経費については、その全額を震災復興特別交付税により措置することとされているが、次年度以降においても継続すること
- (4) 民間企業等から人的支援の申し出等があった場合、現行制度上、地方公共団体においては受入れ制度がないことから、復興に向けて民間のノウハウを活用する観点からも民間企業等の職員を円滑に受け入れられるような制度の創設について検討すること

Ⅱ 「安全」の確保

6 災害廃棄物（がれき）等の処理に向けた支援（環境省、国土交通省、復興庁）

- (1) 本県の災害廃棄物は、柱材・角材が当初の推計を大きく下回る一方で、土砂分や津波堆積物などの不燃系廃棄物が著しく当初の推計を上回る見通しであることから、復興資材としての積極的な利用について技術的・財政的支援を強化すること
- (2) 災害等廃棄物処理事業国庫補助金については、事業の実態に合致した制度とし、一層被災自治体の負担が生じない制度とすること

7 災害復旧事業の制度改善（国土交通省）

防潮堤や水門等の大規模施設の災害復旧事業における設計変更等の更なる要件緩和や事務手続の簡素化等の見直しを行うこと

8 事業用地の円滑な確保に向けた特例措置（国土交通省）

(1) 所有者不明土地の特別措置

所有者が不明である土地については、東日本大震災復興特別区域法において、実施主体による測量又は調査のための立入りや、筆界特定の申請など、一定の措置が講じられたところであるが、権利取得には多大な手続と時間を要するとともに、所有者や相続人の調査を十分尽くしてもなお、その所在が不明な土地が多数見込まれるなど、復旧・復興事業の支障となることから、財産価値の保全義務とともに使用許可、処分権限等を市町村に付与して、市町村が適切に管理を行えるなどの特別措置を講じること

(2) 土地収用手続の迅速化等

復旧・復興事業の円滑な推進のためには、早急な事業用地の確保が必要であることから、土地収用法に規定する各種手続において、みなし・準用規定の拡大等を図るとともに、迅速に事業者収用権が付与されるよう事業の認定要件の緩和などの特例措置を講じることにより、権利取得までに要する期間の短縮を図ること

9 復興事業としての社会資本整備等の促進（国土交通省・総務省・復興庁）

（1）「復興道路等」の早期完成

三陸沿岸道路、東北横断自動車道釜石秋田線、宮古盛岡横断道路の復興道路等について、国の「東日本大震災からの復興の基本方針」に沿って着実に整備を進めるとともに、県の復興計画期間である平成30年度までに全線完成すること

（2）津波対策のための防災施設等の復旧・整備

多重防災型まちづくりの基礎となる湾口防波堤や防潮堤等の防災施設並びに静穏度確保のための防波堤等の港湾施設について早期に復旧・整備すること

釜石港、大船渡港の湾口防波堤については、平成27年度末までの復旧完了の見通しが示されたところであるが、久慈港湾口防波堤及び宮古港竜神崎防波堤についても、事業期間を前倒しのうえ、早期完成を図ること

加えて、市町村の復興まちづくりと一体となって県が実施する防潮堤、河川堤防等の津波対策施設のかさ上げや新設、水門の遠隔操作化等について、これらの事業が完了するまでの間、全面的な財政措置を講じること

（3）「復興祈念施設」の整備

復興の象徴となる復興祈念施設について、早期に基本構想の検討を進めたうえで、「陸前高田市高田松原地区」に整備すること

加えて、復興祈念施設は、復興祈念公園の核となる施設であることから、それにふさわしい規模・内容とすること

また、県が実施する復興祈念公園整備に対して、整備が完了するまでの間、復興交付金等による全面的な財政支援や技術的支援を行うこと

（4）集団移転・新たな街づくり等に伴う情報通信利用環境の整備

復興計画に基づく集団移転や新たな街づくり等に合わせ、超高速ブロードバンド、携帯電話、地上デジタルテレビ放送及びラジオ放送等の通信・放送基盤等を早期に整備すること

超高速ブロードバンドについては、津波被害地域だけでなく、津波によって実際に生活に影響を受けている地域も整備できるよ

うに、少なくとも交換局の範囲を対象とすること

加えて、地上デジタルテレビ放送については、地域の実情に合わせ、被災住民や被災市町村に過度の負担を課すことのないよう、制度の弾力的な運用を講じること

10 「復興枠」等、別枠での予算確保による復興の着実な推進及び地方負担に対する軽減措置（国土交通省・総務省・環境省・警察庁）

（1）直轄事業の着実な推進と地方負担に対する支援措置

被災地の復興が完了するまでの間、「復興枠」等、別枠での安定した予算を確保するとともに、直轄事業を強力に推進するため、引き続き、マンパワーの確保等による体制強化を図ること

併せて、直轄事業の地方負担について、引き続き、全面的な財政措置を講じること

（2）「復興枠」の確保等による社会資本整備費の重点投資

被災地の早期復興に向けて、引き続き、「復興枠」等、別枠での予算の確保により被災地に社会資本整備費を重点投資するとともに、被災した県及び市町村が実施する社会資本整備総合交付金等の補助対象の拡充等を行うこと

併せて、復興事業等に対する社会資本整備総合交付金等の地方負担について、引き続き、全面的な財政措置を講じること

（3）道路事業における「社会資本整備総合交付金（復興）」の予算枠の拡大及び制度の継続

災害に強く信頼性の高い交通ネットワークの構築に向けて、道路事業における「社会資本整備総合交付金（復興）」の予算枠を拡大し、復興事業が完了するまで制度を継続すること

（4）港湾施設の早期復旧・整備に向けた支援

広範囲かつ甚大に被災した港湾施設等の早期復旧・整備に向けて、国庫補助・社会資本整備総合交付金等の補助率の引上げ、社会資本整備総合交付金（復興）の対象事業の拡充、交付税措置による地方負担の軽減を図ること

(5) 「低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業（復興交付金）」の国が負担する基準額の引上げ等

被災者が高台等へ移転する際に、移転先による汚水処理手法の違い（集合処理、個別処理）により、汚水処理施設の設置に伴う個人負担額に差が生じることから、低炭素社会対応型浄化槽等集中導入事業については、個人負担差額及び個人負担額の軽減を図るため、国の助成基準額の割合を4割から6割に引き上げること

また、浄化槽の流入管及び放流管など水洗化率の向上に直結する排水設備について、国庫補助の対象とすること

(6) 集合処理区域の宅内排水設備にかかる効果促進事業の対象拡充
集合処理区域に移転する住民の個人負担軽減や水洗化率向上を図るため、宅内排水設備について復興交付金の効果促進事業の対象とすること

(7) 防災拠点となる警察施設の再建整備への財政支援

警察施設の災害復旧に際し、既存の枠組みでは用地取得等の経費が施設整備補助の対象とならないため、警察施設の復旧整備に当たり多大な財政負担が生じていることから、学校や病院、消防署と同様に、災害復旧に伴う移転の際の用地取得等の経費に対する財政支援をすること

(8) 信号機等の交通安全施設の整備に対する財政支援

復興のため新たに必要となる交通安全施設の整備について、「復興枠」等による、従来の制度に捉われない新たな補助制度等の創設や既存補助制度の補助率引き上げによる地方負担の軽減を図るとともに、今回の震災発生時、信号機滅灯での交通渋滞発生により車両避難が困難となった状況を踏まえ、災害発生時にも円滑な交通流を確保するための交通安全施設の防災機能強化に同様の財政支援措置を講ずること

11 JR線の早期復旧に向けた国の全面的な支援（国土交通省・総務省・復興庁）

(1) JR線の早期復旧に向けた支援の実施

東日本旅客鉄道株式会社が県及び市町のまちづくりと一体となった鉄道復旧を行うに際し、原状復旧と比べて増加する費用（盛

土による鉄道敷の嵩上げ、ルート変更、駅舎の移転などに係る費用)について、地域の復興に対する支援という観点から、沿線自治体の実質的な負担がないよう、復興交付金の対象とすること

また、当該費用について、復興交付金の対象とならない部分がある場合には、震災復興特別交付税や取り崩し型基金の積み増しなどにより、国が自治体に全額を支援すること

(2) JR線の早期復旧に向けた指導等の実施

JR線復興調整会議などで議論を加速させ、鉄道復旧に向けた環境整備を進め、東日本旅客鉄道株式会社に対し、鉄道による復旧を早期に決定するよう、必要な指導・助言等の措置を講じること

(3) 被害の少なかった箇所からの運行再開の指導等の実施

東日本旅客鉄道株式会社に対し、被害の少なかった箇所から早期に整備をはじめ、整備後は直ちに運行を再開するよう、必要な指導・助言等の措置を講じること

12 いわて花巻空港と名古屋圏を結ぶ航空路線の維持・拡充に向けた国の全面的な支援（国土交通省）

本県と名古屋圏とは、自動車関連産業など経済的な結びつきが強く、平成23年5月からFDA（フジドリームエアラインズ）によって両地域を結んでいる「いわて花巻～名古屋小牧路線」は、本県の経済・産業面での回復や、世界遺産に登録された平泉をはじめとする本県の観光振興にも大変寄与しており、震災からの復興に関して非常に重要なものであることから、引き続き、当該路線の維持・拡充に向けて、特別な配慮を行うこと

13 再生可能エネルギー導入促進に向けた支援（経済産業省）

東日本大震災津波による発電所の被害などにより電力不足が深刻化していることから、地域に賦存する再生可能エネルギーを活用した自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に取り組むこと

- (1) 風力発電のポテンシャルが集中している北海道・北東北地域への再生可能エネルギーの導入に向けて、電気事業者間の電力融通

や周波数の異なる 50/60 ヘルツ間の融通拡大などの全国的な電力系統の一体的運用の推進を図るとともに、大量導入の際に送電容量不足等により電力系統への接続ができないなどの事態を回避するため、電力系統の増強のための支援措置を講ずること

- (2) 災害にも対応できる自立・分散型のエネルギー供給体制の構築に向けて、非常時において地域内での需給バランスの確保を確立するための技術検証や非常時における送配電網の活用を可能とするよう、送配電部門の中立性確保など、電力制度の抜本的な改革を行うとともに、体制整備に必要な財政支援措置を講ずること
- (3) 現在、見直しが検討されているエネルギー基本計画においては、再生可能エネルギーの導入を我が国のエネルギー政策の主要な柱とし、その目標達成に向けて、更なる施策の充実を図ること

14 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化 (全省庁)

- (1) 放射線の測定及び汚染対策については、本来国の責任において実施するべきものであり、県及び市町村の負担とならないように、全面的な対応を講ずること
特に、酪農、畜産業が盛んで広大な牧草地を有する本県においては、汚染された牧草について、農家による対応が困難なため、県及び市町村が除染や刈取り、除草剤散布等を行っているが、これら除染等に多額の経費を要する状況にあることから、国がこれら費用の全額を速やかに負担した上で、同額を東京電力株式会社に請求する制度を創設し、損害賠償が行われるまでの県及び市町村の財政負担の解消を図ること
- (2) 今後新たに国民生活に影響を与えるような事案が発生しないよう、放射線の影響に係る対策について、遺漏がないか十分な点検を行い、必要な対応を行うとともに、円滑な除染実施について、住民の不安払拭に向けたきめ細かな説明を行うなど、国がリーダーシップを発揮し責任をもって行うこと
- (3) 放射性物質に汚染された農林業系副産物等の廃棄物が多量に発生しており、さらに今後多くの、処理を要する廃棄物の発生が見

込まれていることから、次の措置を講じること

ア 農林業系副産物については、「新たに発生した汚染廃棄物処理加速化事業」において焼却処理に要する経費が盛り込まれているが、補助対象経費の決定に当たっては、処理を実施する市町村等の実情に応じた内容とすること

イ 今後着手される生活圏の除染等により生じた住宅等の土壌、草木、道路側溝汚泥等の放射性物質汚染廃棄物の具体的処理方法を提示するとともに、一時保管施設の設置や既存の最終処分場において処理することに伴い必要となる経費に対して地域の実情に応じて柔軟な財政支援措置を講じること

- (4) 国民の安全・安心の確保のため、放射線の人体への影響に係るリスクや健康影響調査の実施に関する基準を明確にするとともに、国民へ分かりやすく周知すること
- (5) 具体的に生じた損害のみならず風評による損害についても、責任をもって賠償等が行われるよう必要な措置を講じること

15 最終処分場の新設等に対する支援（環境省）

大量の災害廃棄物に加え、事故由来放射性物質に汚染された廃棄物を既存の最終処分場で処分した場合に、その残余容量の逼迫が想定されることから、最終処分場の拡張や新設等への財政的支援を強化すること

Ⅲ 「暮らし」の再建

16 被災者の生活再建に対する支援（内閣府・厚生労働省・国土交通省・総務省・復興庁・金融庁）

- (1) 災害救助法に基づく救助の適用範囲の拡大と手厚い支援
 - ア 応急仮設住宅の維持経費等の支援
 - 応急仮設住宅の維持経費や応急仮設住宅団地内の生活環境整備に要する経費について、災害救助法に基づく救助の適用範囲とするなど、救助に要する経費の全てを対象とするとともに、全額国庫負担による支援を行うこと
 - イ 応急仮設住宅の供与期間の延長
 - (ア) 民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の供与期間が1年間延長されたところであるが、必要に応じてさらに延長する措置を講じること
 - (イ) 応援職員宿舎等として一時的に活用している応急仮設住宅を含め、必要な全ての応急仮設住宅について、災害救助法に基づく応急仮設住宅としての供与期間の延長を認め、災害救助費の対象とすること
 - (ウ) みなし仮設住宅も含めた応急仮設住宅の供与期間延長に伴い、団地の集約や、民間賃貸住宅の貸主の事情等により、被災者が他の応急仮設住宅へ転居せざるを得ない場合の移転費用を、災害救助費の対象とすること
 - ウ 応急仮設住宅の空き住戸の活用の拡大
 - 応急仮設住宅の空き住戸について、社会福祉施設等への応援職員の宿舎としての一時的な活用を認めること
 - エ 用途廃止した応急仮設住宅の解体撤去費の支援
 - 被災地における宿泊施設等の不足に対応するため、災害救助法により建設した応急仮設住宅を用途廃止し、市町村等へ払い下げる場合には無償譲渡とするとともに、市町村等が活用する場合における応急仮設住宅の解体撤去費について、国による支援を行うこと
- (2) 被災者生活再建支援制度の拡充
 - 広範囲にわたる甚大な被災状況に鑑み、被災者の住宅再建が十分に図られる支援額に拡充するとともに、半壊世帯も対象とする

など支援範囲を拡大すること

(3) 個人の二重債務解消に向けた支援

個人の住宅ローン等に係る二重債務問題については、その返済や新たな借り入れが困難な状況であり、被災者の生活再建に大きな障害となっていることから、その早期解決に向け、国による積極的な支援を行うこと

(4) 住宅確保に向けた対策

仮設住宅等で生活する被災者の早期の生活再建に向けて、災害公営住宅の建設等の住宅確保対策を加速させるため、引き続き、国等による人的・技術的支援を行うこと

また、被災住宅の再建や修繕が十分に図られるよう、被災者生活再建支援制度における支援範囲の拡大等に加え、復興基金の更なる拡充を図ること

(5) 住宅取得に係る消費税負担に対する措置

被災者の住宅取得に当たっての消費税負担については、その大きさに鑑み、仮に税率を引き上げる場合には、取得の妨げとならないよう実効性ある措置を講じること

(6) 灯油等石油製品の価格安定に向けた対策

被災者の生活及び被災地の着実な復興を推進するため、石油製品の価格安定に向け適切な対策を行うこと

**17 被災した事業者、労働者・離職者等への総合的な就業支援
(厚生労働省)**

「事業復興型雇用創出事業」の実施について、より実効性のある事業とするため、対象者の要件緩和を図ること

**18 医療施設や社会福祉施設等の復旧・復興に向けた支援
(厚生労働省)**

(1) 医療施設の復旧・復興に向けた支援

被災した医療提供施設における、復旧・復興に向けた施設・設備の整備について、地域医療再生基金の設置期間の延長を図り、柔軟な活用ができる取扱いとするとともに、復興計画期間を通じて十分な財政措置を講じること

(2) 社会福祉施設等の災害復旧に対する支援

被災した社会福祉施設及び介護保険施設等における災害復旧事業について、被災地における復興計画等を考慮し、新たなまちづくりを進める中で施設の復旧には期間を要することが見込まれ、従前の補助事業の取扱いでは施設の再建に支障を生じることから、補助事業の実施期間の延長等について、被災地の実情に応じた弾力的な運用を図ること

(3) 基金を活用した取組に対する継続的な支援

震災からの復旧・復興に向けた取組みを継続して実施していくために、安心こども基金、介護基盤緊急整備等臨時特例基金、緊急雇用創出事業臨時特例基金（住まい対策拡充等支援事業分）、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金（被災地における共生型福祉施設整備分）について、中長期にわたる制度として、安定した財源の確保を図ること

併せて、介護基盤緊急整備等臨時特例基金については、災害公営住宅における高齢者等への見守り活動など、被災者に対するきめ細かな生活支援体制の構築を推進できるよう、応急仮設住宅解消に伴うサポート拠点の処分に係る支援を含め、制度の拡充を図ること

19 国民健康保険制度等における被保険者に係る一部負担金及び利用料の免除等に対する財政支援（厚生労働省）

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療制度等において、被災した被保険者及び保険者等の状況を踏まえ、一部負担金（利用者負担）の免除及び保険料（税）の減免に要した費用について、平成 24 年 9 月末までの特別の財政措置と同様の十分な財政支援を講じること

20 文教環境の復旧・復興支援（文部科学省・復興庁）

(1) 学校・公立文教施設の復旧整備

津波浸水区域にある学校施設及び学区内の被災状況から移転復旧する必要のある学校施設については、全て国庫補助対象とするとともに、その整備に当たっては、地方の超過負担が生じないよ

う、適切な財政支援措置を講じること

また、公立社会教育施設の災害復旧にかかる財政支援措置を継続して実施すること

併せて、原形復旧に当たらない防災機能の強化及び震災に起因する学校統合のための新築については、復興交付金制度等を継続して活用できるようにするとともに、仮設校舎等に係る用地のリース料についても、当該制度等を活用できるようにすること

(2) 児童生徒の心のサポートに対する支援

被災により心にダメージを受けた児童生徒の心のサポートについては、中長期的な取組が必要であることから、引き続きスクールカウンセラー（臨床心理士）等の派遣等に要する経費の全面的な財政支援を継続すること

(3) 復興教育の取組への支援

郷土を愛し、その復興・発展を支える人材を育てる復興教育の考え方に基づいた教育活動を全県で進めていくために、各学校の取組推進に要する経費の財政支援を拡充すること

(4) 教職員の確保等

被災した児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、教職員の中・長期的な加配措置を継続して講じること

(5) 復興事業に伴う埋蔵文化財調査への人的・財政的支援の拡充

復興事業に伴う埋蔵文化財調査について、発掘調査面積が大幅に増加する見込みであることから、人的支援を拡充すること

また、現行の埋蔵文化財緊急調査事業では、調査量の増大に伴い被災市町村及び県の財政的負担も増加することに鑑み、復興交付金制度を継続して活用できるようにすること

IV 「なりわい」の再生

21 農林水産業の復旧・復興支援（総務省・財務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・環境省）

生産者をはじめ、農林水産業に関連する加工業者等を含めたすべての者が、再び意欲と希望を持って生産活動等に従事できるよう、地域の復興状況に対応した支援を継続するとともに、次の追加措置を講じること

(1) 地域の基幹産業である水産業の復旧・復興支援

ア 漁業と流通・加工業の一体的な再生

(ア) 水産業を支える流通・加工業者の事業再開を促進するため、施設等の復旧・整備への支援を継続するとともに、販路を再度確保するための取組を強力に支援すること

(イ) 発注した漁船や漁業資材の供給の一部に未だ遅れが生じていることから、引き続き、造船メーカー等製造元に対して早期に供給するよう働きかけること

イ 漁港等の復旧・整備

漁港・漁場・漁村生活環境基盤や海岸保全施設の早急な復旧に向けた全面的な支援を行うこと

(ア) 地域づくりの方向性との整合を図りつつ、地方公共団体が決定した海岸保全施設を新設する事業について、地方負担分に対する財政措置を講じること

(イ) 災害復旧事業について、事業期間の延長や設計変更等の更なる要件緩和や柔軟な運用、事務手続の簡素化等を図ること

(ウ) 平成 23 年 1 月の冬期風浪により被災した施設の災害復旧事業については、東日本大震災津波の災害復旧事業と一体的な復旧が必要であることから、東日本大震災津波の災害復旧事業と同様に、災害復旧制度の柔軟な運用、事務手続きの簡素化を図るとともに、事故繰越となった場合においても同様の措置を講じること。

ウ 水産業の早期復興に向けた人的支援

漁港施設等の復旧工事や被災漁業者等への支援を迅速かつ的確に実施するため、他県職員等の技術者の派遣に関する調整に向けた支援を継続するとともに、その増員を図ること

(2) 農業・農村の復旧・復興支援

ア 農業生産基盤の早期復旧と新たな農村づくりに向けた支援措置の充実

(ア) 災害復旧事業における計画変更の重要変更要件の緩和（重要変更該当額の引き上げ）や、しゅん工認定を全て書類検査とするなど、事務手続きの簡素化を図ること

(イ) 農地海岸保全施設の復旧のための耐震設計など、実施設計等に要する経費を全額補助対象とすること

(ウ) 被災地域の農業生産基盤の整備を着実に進めるための予算を十分に確保するとともに、地方負担に対する財政措置について、「復興交付金事業」と同等の支援を講じること

イ 復興のモデルとなる園芸団地への支援

復興のモデルとなる、園芸団地の形成に必要な東日本大震災農業生産対策交付金の予算を継続して確保すること

ウ 農業・農村の早期復旧・復興に向けた人的支援

農業生産基盤等の復旧工事や新たな農村づくりに向けた復興事業等を着実に推進するためには、他県職員等の応援が引き続き必要であることから、人員確保に向けた調整を行うなど、支援を継続すること

(3) 海岸防災林等の復旧・整備

ア 海岸防災林の復旧・整備への支援

がれきの撤去後や、海岸保全施設の復旧・整備後でなければ着手することができない海岸防災林について、復旧が完了するまで、引き続き、植栽に係る特別交付税措置を講じること

イ 森林組合の機能回復等への支援

地域林業の中核的担い手となる森林組合の事業推進機能の早期回復・強化を図るため、事務所の整備への支援を行うこと

(4) 被災農林漁業者の二重債務問題の解消

被災農林漁業者等が、不安なく農林漁業の再生に取り組めるよう、既往債務を借り換える際の条件を緩和するなど、二重債務解消のための特別な措置を講じること

(5) 原子力発電所事故による農林水産被害等への対応

ア 畜産農家の経営安定対策等

- (ア) 牧草地の除染を早期に実施するため、東日本大震災農業生産対策交付金の配分額を拡大するとともに、全ての除染が終了するまで予算措置を継続すること
- (イ) 放射性物質により汚染され利用できなくなった農業系廃棄物を焼却するまでの間、一時保管や安定的保管を可能にする乾燥・圧縮処理に要する経費について、全面的な支援を行うこと

イ 原木しいたけ生産者の経営安定対策

- (ア) 放射性物質の影響による出荷自粛や風評被害等により、資金繰りが悪化している原木しいたけ生産者の経営を支援するため、支援金の交付などの経営安定対策を講じること
- (イ) 原木しいたけの生産を再開するため、きのこ原木の確保、新規ほだ木造成に要する経費や栽培施設整備等に要する経費について、生産活動が回復するまでの間、全面的な支援を行うこと
- (ウ) 早期の出荷再開に向け、出荷制限解除に必要な生産工程管理の具体的な方法を早期に提示するとともに、生産工程管理の実施により、生産者に新たな費用が発生する場合は、全面的な支援を行うこと

ウ 水産物被害等への対応

検査結果に基づき、食品衛生法上の基準値を超えた魚種の出荷制限を指示する場合は、対象海域を必要最小限とすること

エ 風評被害の防止等

- (ア) 牛肉や原木生しいたけなどの農林水産物の安全性に係る正確な情報提供やPR活動等を継続して行うこと
- (イ) 県、市町村、団体等による風評被害対策の実施に要する経費への全面的かつ継続的な財政支援を行うこと

オ 放射性物質の影響防止対策

- (ア) 特用林産物及び農産物において、放射性物質の吸収抑制対策技術を早期に確立すること
- (イ) 農林業者が放射性物質の吸収抑制対策に取り組むために必要な予算を継続して確保すること

カ 農林漁業者等に対する損害賠償の確実な実施

- (ア) 賠償請求月の翌月には賠償金を支払うなど、損害賠償を迅速か

つ十分に行うとともに、請求する際の証憑類を簡素化するよう、東京電力株式会社に対して指導すること

- (イ) 損害賠償手続きを進める各県の損害賠償対策協議会の活動に要する経費（弁護士報酬を含む）については、農林漁業者等の負担が生じることのないよう措置すること
- (ウ) 大豆の生産に必要となる、放射性物質の吸収抑制対策の経費を賠償するよう、東京電力株式会社に対して指導すること
- (エ) 牛や原木しいたけなどの農林水産物の放射性物質検査や牧草地の除染、ほだ木処分など被害を受けた農林漁業者を支援するため県及び市町村が負担した経費について、国が全額を速やかに負担した上で、同額を東京電力株式会社に請求する制度を創設し、損害賠償が行われるまでの県及び市町村の財政負担の解消を図ること

22 被災企業等への支援策の拡充（経済産業省）

沿岸部の多くの事業者が甚大な被害を受け、また内陸部の事業者も深刻な間接被害を受けるなど、県内経済は未曾有の危機に直面していることから、一刻も早い復旧・復興に向け、被災企業に対する助成制度の大幅な拡充・要件緩和や新たな補助制度の創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援策を講じること

特に、企業の既存債務に係るいわゆる二重ローン問題については、その早期解決に向け、既存債務の解消のための国による積極的な支援を引き続き行うとともに、被災地の土地利用計画の策定の遅れ等により事業再開に時間を要す事業者が多いことを踏まえ、産業復興相談センターの事業を継続するよう必要な予算を確保すること

(1) 中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業の拡充等

商店街などの本格復興には、被災市町村の復興計画が大きく影響するところであり、被災全市町村の当該計画は策定されたものの、土地のかさ上げや区画整理など事業用地の整備に相当の時間を要することから、当該補助事業について、当分の間、継続して事業実施すること

また、計画認定時に予期し得なかった、地中埋設物や軟弱地盤など障害の除去や、建設資材・工賃の高騰など、やむを得ない事情による事業費の増加についても、被災地の状況に即した柔軟な対応ができるよう、十分な予算確保を行うこと

(2) 小規模事業者への支援策の拡充

零細な小規模事業者が本格的に事業再開するためには、資金面での手厚い支援が必要であるが、個別企業でも利用しやすい一定の補助制度創設など、これまでの枠組みにとらわれない大胆な支援を行うこと

23 「産業再生特区」等による産業集積支援（復興庁・経済産業省）

震災からの復興を契機とした強固なものづくり基盤の形成と、世界に展開する足腰の強い産業集積を促進するとともに、被災地における新産業と雇用の創出を図るための対策を講じること

(1) 産業再生特区による産業集積支援

東日本大震災復興特別区域法を活用した産業再生特区について、特例対象となる要件の緩和や適用期間を延長するとともに、産業集積区域及び業種の追加にあたっては、被災地の声を十分に反映し、実情に沿った運用をすること

(2) 企業立地に対する支援

津波被災地域等の復興を促進するために要求されている「津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金」は、被災地域の企業立地と雇用創出にとって大きな効果がある制度であり、十分な予算措置の下創設すること

また、現在被災地域において進出が検討されている、原木や鶏糞などの地域資源を燃料とする再生可能エネルギー発電所は、被災地域のみならず広範にわたる林業や養鶏業の設備投資・生産拡大に直結し、雇用創出効果が非常に大きいことから、本補助金の対象施設とすること

24 いわて三陸国際海洋再生可能エネルギー研究拠点の構築（内閣府・文部科学省・経済産業省・国土交通省・環境省）

本県沿岸は、リアス式海岸に代表される多様な地形や海洋エネルギー資源に恵まれていることから、我が国における海洋再生可能エネルギー利用技術開発と被災地の産業基盤強化を図るため、企業等が行う洋上風力発電施設等の研究開発や整備に対する補助制度を創

設するとともに、本県において海洋再生可能エネルギーの研究開発を推進し、実証研究の拠点を国が整備すること

25 岩手県沿岸地域への国際的防災研究拠点の構築 (文部科学省・国土交通省)

本災害からの復興、更には、世界で二度と同じ悲しみを繰り返すことなく、人類が自然との共生を図っていくためには、三陸地域をフィールドとし、世界の英知を集めて防災に関する学術的・実践的な研究を行い、その成果の活用・展開と世界へ向けた情報発信を行うとともに、今回の災害の記録・記憶を後世へ正しく継承していくことが重要であることから、これらの取組を総合的に推進していくため、本県に、国際的防災研究拠点を国が整備すること

26 国際リニアコライダー（ILC）の誘致 (文部科学省・復興庁・内閣府・経済産業省・国土交通省)

震災からの真の復興のためには、震災前の状態に戻すだけでなく、東北、そして日本復興の象徴となる取組が求められるが、本県の北上山地が有力な候補地になっている「国際リニアコライダー（ILC）」は、世界最先端の素粒子研究施設であり、これを核として、国内外の研究者が居住する国際学術研究都市の形成と、関連産業の集積等を図ることが真の復興につながることから、国家戦略としてILCの東北誘致を正式決定するとともに、必要な調査費を措置すること

27 観光復興に向けた支援策の拡充（国土交通省）

東日本大震災津波の影響により減少した観光客の本格的な回復と更なる増加を図るため、正確かつ迅速な情報を発信するとともに、誘客促進のための二次交通の整備などについて、総合的な支援措置を講じること